

保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてその債権者を害するおそれがないことを証する書面

3 合併により商工会を設立しようとする場合にあっては、前二項の書類のほか、合併によつて設立する商工会の役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面並びにこれらの役員の選任並びに法第五十二条の二第二項の定款、事業計画書及び収支予算書並びに第一項第三号の書類の作成が法第五十二条の五第一項の規定による設立委員によつてなされたものであることを証する書面を提出しなければならない。

第八条の三 法第五十二条の二第二項の規定により合併の認可を申請しようとする者は、様式第七又は様式第八による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（財産処分の方法の認可の申請）

第九条 法第五十四条第一項又は第二項（これらの各規定を法第五十八条第六項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の規定により財産処分の方法の認可を受けようとする者は、様式第九による申請書に、同条第一項の場合にあっては、財産処分の方法の決議をした総会又は総代会の議事録の謄本、同条第二項の場合にあっては、総会又は総代会が同条第一項の議決をせず、又はすることができない理由を記載した書面を添えて、経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（閲覧期間）

第九条の二 法第五十七条第五項の経済産業省令で定める期間は、五年間とする。

（事業報告書の記載事項）

第九条の三 法第五十七条第六項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 連合会の現況

イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ロ 沿革、設立に係る根拠法、主務大臣その他連合会の概要

ハ 事業内容

ニ 役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴

ホ 職員の定数（前事業年度末からの増減を含む。）

二 連合会の事業に関する事項

イ 事業の実施状況（過年度分を含む。）

ロ 借入金（額及び借入先（過年度分を含む。）

ム）

ハ 補助金その他相当の反対給付を受けない給付金（以下「補助金等」という。）の交付を受けている場合にあっては、その名称及び額並びに当該補助金等の受入れの目的（過年度分を含む。）

三 連合会が対処すべき課題

（附属明細書の記載事項）

第九条の四 法第五十七条第六項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主な資産及び負債に関する事項

イ 長期借入金の明細（借入先及び借入先ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

ロ 債券の明細（銘柄及び銘柄ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

ハ 引当金の明細（引当金の種類ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

ニ 現金及び預金、未収収益、未収金その他の主な資産の明細

ホ 短期借入金、未払金、未払費用その他の主な負債の明細

二 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

三 主な収益及び費用に関する事項

イ 補助金等の明細（当該事業年度に交付を受けた補助金等の名称、国の会計区分並びに補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係についての説明を記載すること。）

ロ 役員及び職員の給与費の明細

ハ その他連合会の主な収益及び費用の明細

（意見の聴取）

第十条 法第五十九条第一項の意見の聴取（経済産業大臣がした処分に係るものに限り。）は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

（参考人）

第十一条 議長は、必要があるときは、関係行政機関の職員、学識経験のある者その他の参考人に意見聴取会に出席することを求めることができる。

（利害関係人）

第十二条 利害関係人（参加人を除く。）として意見の聴取に参加して意見を述べようとする者は、書面をもつてその事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

（調書）

第十三条 議長は、意見の聴取の終了後遅滞なく、次の事項を記載した調書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 事案の件名

二 意見の聴取の期日及び場所

三 議長の氏名及び職名

四 意見聴取会に出席した当事者、参考人及び利害関係人の氏名及び住所

五 陳述（口述書によるものを含む。）の要旨

六 証拠が提出されたときは、その内容及びこれを提出した者の氏名

七 その他参考となるべき事項

第十四条 当事者又は利害関係人は、前条の調書

を閲覧することができる。

（裁定の申請）

第十五条 法附則第三条第四項の規定により経済産業大臣に裁定の申請をしようとする者は、様式第十による申請書に同条第一項の要件に適合していることを証する書面及び同条第二項の規定に従つて申出したことを証する書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（申請の却下）

第十六条 経済産業大臣は、裁定の申請が不合法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附するものとする。

3 経済産業大臣は、前項の規定による決定書の写しを裁定の申請をした者に交付する。

（申請書等の提出部数）

第十七条 第二条、第三条、第五条、第八条の三、第九条又は第十五条の規定により提出する申請書及びその添付書類並びに第六条又は第八条の規定により提出する提出書又は届出書及びその添付書類の部数は、それぞれ一通とする。

（条例等に係る適用除外）

第十八条 第二条、第三条、第五条、第六条、第七、第八条、第八、第九、第九及び第十七条（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定め

に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年七月二五） 抄

省令第六二二号

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年一〇月一日） 通商産業省令第一一三三号

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前にされた事項についても、適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この省令の施行前にされた異議の申立その他の不服申立てについては、この省令の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成元年四月二八日通商産業省令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年八月九日通商産業省令第四四四号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年九月三〇日通商産業省令第六六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日通商産業省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

様式第2

年 月 日

経済産業大臣
大臣官房庶務課

印

申請者の氏名
姓 名

組合（総代会）設置承認申請書

株式会社（第88条第6項）において事業する同法（第43条第6項）の規定により、組合（総代会）の
設置の承認を受けるため、本認書欄を添えて下記のとおり申請します。

届

1 株式会社（組合）の名称

2 申請の理由

3 会社に対して組合（総代会）の設置を請求した場合には、その年月日

4 組合（総代会）の住所
（住所書欄）

5 役員又は総代の氏名

6 役員又は総代の住所（以上の同意を得たことを証する書面
（署名）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

[illegible]

様式第6

様式第6号

経済産業省 製造技術局第2課	年 月 日
商工工会(連合会)の名称	
住 所	
会長の姓名	
解 散 届 出 書	
商工工会(連合会)を解散したので、商工工会(第30条第9項において準用する同法)第24条2項の規定により、解散の決議をした組合の理事等の署名を添えて下記のとおり届けます。	
記	
1 解散の日付	
2 解散の理由 (備考)	
用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第7「第8条の3」

年 月 日

新選組局長 伊藤 俊次郎様へ

合併後存続する労働組合の名称及び役員並びに
当該労働組合の会長の名義を

姓 名
姓 名
姓 名

合併によって消滅する労働組合の名称及び
当該労働組合の会長の名義を

姓 名
姓 名
姓 名
労働組合の会長の名義を併記する

労働組合合併認可申請書

貴会社は前掲各条の規定に基づき労働組合の合併の認可を受けたいので、
別添資料を提出して申述します。

(1) 労務関係
① 定 款
② 収支計算書
③ 労働会議規則第8条の3第3項及び第9条2項に定める事項と事業計画表
④ 労働会議決議書

用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第8「第8条の3」

[illegible]

株式会社

年 月 日

株式会社(代表取締役) 御
 代表取締役様

貴社(貴組合)の名称
 所 在 地
 貴社人の氏名

株式会社法政司可申請書

株式会社(貴組合)の名称において使用する商標(第44条第1項(第2項)の規定により、株式会社(貴組合)と同一文字を受け得ない時、株式会社等の名称と同一文字と類似した語句(以下「商標」という。))を株式会社(貴組合)の商標の登録(本件法政司代位)が同商標の商標権を失うことができない旨を理由を記載した申請書(以下「理由書」という)を添付し、本申請書と提出することにより申請します。

記

株式会社の方法
 (備考)
 月給の大小は、日本経済新聞44とすること。

様式第19

年 月 日

経済連事大図説

申請者の氏名又は名称

会 所

地区代表者 氏名 申請書

商工会法附則第3条第1項の規定により地区代表に関する決定を受けたため、下記の書類を提出して申請します。

記

1 別添第3表第3欄の記載による区域を定むることができ、又は第3表のとおり町界と
2 商工会を設立しようとする町界の区域及びその区域を地区とする商工会連合の地区
とする区域（図説を添付すること。）

（備考） 用紙の枚数は、日本商工会連合会とすること。